ニ至ル、予備隊ノ賀行ハ、
少ク御発、一人当リ（四千一百円）、
ニ於テ 四二・五円（予）、 其手当 工賃給
昭和国民所得ニ、
会社側ハ従業員ノ基準賃金ヲ二割減ナルコトニ決
シ七月廿日会社ハ之ニ對シ御記(一)ノ如キ回答ニ大部分
ハ之ヲ諒承シ文撰ニ於テ不服トシ組合員ヲ
謹シテ之ヲ会社側ノ問題ノ條件ノ変更ヲ採用シ一割
ニ於テ首謀者四名ヲ解雇スルコトヲ決シ七月廿日之ヲ発表
セリ同社員ハ依テ之ヲ撤回セシムルタメ以テ之ヲ
四十八名ノ文選工一同連署ノ上別記(二)ノ条件ヲ提出シ工場
部長ニ提出ス

別記(一)、

1、早出従業員ノ日給ヲ二十五銭ニ減ス
2、中勤者ノ文撰一円五十銭ヨリ一円植字一円二十五銭ニ減ス
3、大勤ノ一円八十五銭ニ減ス
4、解版中勤ノ六十銭ヨリ五十銭ニ減ス
5、採版早出四十銭ヲ二十五銭ニ減ス
6、夜勤時間三十銭ヨリ二十五銭、二十五銭ヨリ二十銭、二十銭ヨリ十七銭ニ減ス
7、欠勤割戻撤廃
8、臨時附録手当ノ撤廃
9、近ク時間ハ一時間ニ付二十五銭ニ付（一元二十銭）毎ニ二十
以上

別記(二)、